

# 木造戸建て住宅の 解体工事費の補助制度が出来ました。

## 概要

大野城市を縦断する警固断層は、今後30年以内に震度7以上の地震が発生する可能性が高いとされており、震度5以上の地震で家屋が破損または倒壊する可能性がある昭和56年以前(旧耐震基準)の木造戸建て住宅に対して甚大な被害が生じると予想されています。

そのため、大野城市では旧耐震基準の木造戸建て住宅所有者の生命や財産を守るため、耐震改修費や建替え・住替えに伴う解体工事費の補助を行っています。



## 補助金申請の手順

### ①耐震診断の受診

#### ●対象住宅

◇昭和56年5月31日以前(旧耐震基準)に建築または工事着工した市内の木造戸建て住宅  
※診断は3千円～6千円で受診可能です。診断先については下記の担当課へご相談ください。



### ②補助制度の確認・選択

耐震診断を受けた結果、上部構造評点が1.0未満(倒壊する可能性がある、または高い)と判定された住宅の以下の工事に対し補助金を申請できます。



### 耐震改修工事

#### ●対象者・補助条件

◇市内の旧耐震基準木造戸建て住宅の所有者  
◇改修工事後に居住者がいること  
◇3月上旬まで工事が完了すること

#### ●補助金額

**上限60万円**



### 建替え・住替えに伴う解体工事

※令和3年10月21日から

#### ●対象者・補助条件

◇市内の旧耐震基準木造戸建て住宅の所有者  
◇申請日の1年前から居住者がいること  
◇3月上旬までに工事が完了すること

#### ●補助金額

**上限60万円**



### ③申請書の提出 注意:工事着工前に申請が必要となります

都市計画課市街地政策担当 TEL: 092-580-1868

**大野城市木造戸建て住宅耐震改修等補助金のご案内**  
 ＊＊＊＊＊ 最高 **60万円** の補助金 ＊＊＊＊＊

大野城市内には、警固断層があり、いつ地震による大規模な被害を受けないとも限りません。地震の被害では、建物、財産、身体、生命にまで危険が及ぶことがあります。そこで、S56年以前(旧耐震基準)に建てられた木造戸建て住宅の所有者を支援するため、大野城市では耐震改修工事や建替え・住替えに伴う解体工事費の補助制度を実施しています。

**補助制度の概要**

- 対象住宅**
  - ・昭和56年5月31日以前に建築又は工事着工した木造戸建て住宅
  - ・耐震診断を受けた結果、上部構造評点1.0未満であること
  - ・耐震改修後に居住する予定の者がいること（改修費補助の場合）
  - ・一年以上居住者がいること（除却費補助の場合）
- 対象者** 住宅の所有者（所有者の承諾があれば、居住者でも申請できます）
- 対象経費** 耐震改修又は解体工事費
- 補助金額**
  - 改修工事費の50%相当（改修費補助の場合）
  - 改修又は解体工事費のいずれか少ない額の45%相当（除却費補助の場合）
  - ※どちらの補助も**上限は60万円**までです。
- 補助条件等**
  - ・工事着工前に補助金申請を行うこと
  - ・申請者は暴力団員等ではないこと、また市税を滞納していないこと
  - ・完了実績報告書を令和4年3月4日（金）までに提出すること

**申請手続きの流れ**

- ① 事前相談 → ・都市計画課にて随時受付します。
- ② 耐震診断 →
  - ・**県の耐震診断アドバイザー派遣制度**などを利用。（耐震診断費用は3千円または6千円）
  - ・設計や改修を行う業者を探す。（市でアドバイスします）
- ③ 補助金申請 →
  - ・耐震補強の計画（改修内容、見積り）を確認。  
**※どちらの工事でも補助額算出に必ず必要となります。**
  - ・解体工事の見積りを確認。（除却費補助の場合）
  - ・必要書類（申請書にて確認）を添えて市へ申請。
  - ・市で内容を審査したあと、決定通知を送付します。
- ④ 解体工事 → ・決定通知がきたことを工事業者へ知らせ、工事開始。
- ⑤ 完了の届出・補助金請求 → ・工事写真や領収書を添えて市へ提出。
- ⑥ 補助金の受領

※ 補助金以外の耐震改修の制度は裏面をご覧ください。  
 ※ 他の補助金での住宅改修の際は、ぜひ耐震改修もあわせてご検討ください。  
 ＊＊＊＊ あなたの耐震改修を**助成、税制、融資でサポート**します！！ ＊＊＊＊

**注：**補助金は併用できる場合とできない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先  
 大野城市役所都市計画課 市街地政策担当  
 Tel092-580-1868

## いろいろな住宅優遇制度の一覧表

どんなとき	制度	項目	内容	問い合わせ先
耐震改修をするとき	福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度	耐震診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>・S56以前に建築された木造戸建て住宅を対象とし、アドバイザーが現地調査にて、耐震性の有無を診断します。調査方法が「基本診断」と「床下・小屋裏進入調査付診断」の2種類あり、それぞれ調査内容と費用が異なります。</li> <li>・費用負担 「基本診断」3,000円、「床下・小屋裏進入調査付診断」6,000円</li> </ul>	福岡県建築住宅センター Tel.092-781-5169
	住宅耐震診断・設計(見積り)・工事の支援【福岡県耐震推進協議会】	耐震診断～改修まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H12以前に建築された木造戸建て住宅を対象とし、診断員が現地調査にて、耐震性の有無を診断します。天井裏や床下の調査まで行います。</li> <li>・耐震性がない場合、耐震改修工事の設計や見積りも行います。また工事の請負も可能です。</li> <li>・費用負担 3,000円(診断・設計・見積りまで、工事費は別)</li> </ul>	(社)福岡県耐震推進協議会 Tel.0120-861-988 Fax 092-581-1303
	リフォーム融資(耐震改修工事)	融資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震改修工事や耐震改修に合わせたリフォーム融資に関する相談を受け付けます。</li> <li>・満60歳以上の方は、『高齢者向け返済特例』の制度により返済負担を大きく軽減できます。</li> </ul>	住宅金融支援機構 お客様コールセンター Tel.0120-0860-35 Tel.048-615-0420
リフォーム・バリアフリー改修をするとき	福岡県バリアフリーアドバイザー派遣制度	改修助言	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー改修工事を検討している人に対し、建築士等の専門家がアドバイスを行います。</li> <li>・費用負担 無料</li> </ul>	福岡県建築住宅センター Tel.092-781-5169 Tel.092-582-8061
	大野城市すまいとくらしの相談センターによる相談受付	改修相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅のメンテナンスやリフォーム、バリアフリーなどの相談を受け付け、商工会加盟の適切な業者を紹介します。</li> <li>・手配した業者が具体的な相談、見積り、工事を行います。</li> <li>・費用負担 工事費以外は無料</li> </ul>	大野城市商工会内 大野城市すまいとくらしの相談センター Tel.092-581-3412
	介護保険住宅改修	助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険制度の要介護(支援)認定を受けた人の居住する住宅を、改修する場合に改修費の一部が支給されます。</li> <li>・手すりの取り付けや段差の解消などが対象です。</li> <li>・改修費の9割の支給(最高18万円まで)</li> </ul>	大野城市役所 長寿支援課介護サービス担当 Tel.092-580-1860
	大野城市高齢者・障がい者住宅改造費助成事業	助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険制度の要介護(支援)認定を受けた人や知的・身体障がい者の人が、在宅での生活ができるよう、住宅の改造をする場合に改造費が支給されます。</li> <li>・最高30万円の支給</li> </ul>	大野城市役所 長寿支援課介護サービス担当 Tel.092-580-1860 福祉課障がい者支援担当 Tel.092-580-1852
エコ設備の導入時	大野城市住宅用太陽光発電システム設置費補助金	助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住する住宅に太陽光発電設備を設置した人や太陽光発電設備付きの住宅を購入した人に対し、補助金が交付されます。</li> <li>・最高14万円の支給</li> </ul>	大野城市役所 環境・最終処分場対策課環境政策担当 Tel.092-580-1886
改修全般を行うとき	固定資産税の減額	減税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ、バリアフリー、耐震の住宅改修を行ったとき、固定資産税が少なくなります。</li> <li>・省エネ改修 (1/3減額、1年間)</li> <li>・バリアフリー改修 (1/3減額、1年間)</li> <li>・耐震改修 (1/2減額、1または2年間)</li> </ul>	大野城市役所 市税課固定資産税担当 Tel.092-580-1829
	所得税の控除(減額)	減税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ、バリアフリー、耐震の住宅改修を行ったとき、所得税が少なくなります。</li> <li>・ローンを組む場合【省エネ、バリアフリー改修】(最高12万円/年の所得税控除)</li> <li>・ローンを利用しない場合【省エネ、バリアフリー、耐震改修】(20～30万円の所得税控除)</li> </ul>	筑紫税務署 Tel.092-923-1400
住宅の新築や購入時	福岡県快適な住まいづくり推進助成制度	助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県産木材を一定量使用する住宅で、バリアフリー等の基準を満たした木造戸建て住宅を新築や購入する人に対し、助成金が交付されます。</li> <li>・最高594,000円の支給 (H25年度の場合)</li> </ul>	福岡県住宅計画課 Tel.092-643-3731
	長期優良住宅制度	減税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期間に渡って使用できる優良な住宅(構造基準など)として認定を受けた住宅を購入する人に対し、各種税金の控除や減税が受けられます。</li> <li>・対象税: 所得税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税</li> </ul>	福岡県住宅計画課 Tel.092-643-3734
	ふくおか型長期優良住宅ローン制度	融資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期優良住宅の性能に加え、耐震性などの一定の基準を満たす住宅を購入する人に対し、住宅ローンの優遇が受けられます。</li> <li>・優遇内容: 金利引き下げ、融資手数料の割引</li> </ul>	福岡県住宅計画課 Tel.092-643-3731

